

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、石川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 公募町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(前条第2項第6号に規定する者を除く。)は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第32号)

この条例は公布の日から施行する。